

第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、仙北西部漁業協同組合（以下「漁協」という。）の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、いわな、やまめ、うぐい、こい、ふな、やつめうなぎ、かじかをいう以下同じ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、漁協に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は網による湯漁の場合は口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 漁協は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第15条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第15条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁はそれぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具 漁法	規 模
投 網	1.5cm目以上
たも網	口径1m以内

2 淀川においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から7日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	7月1日より12月31日まで
いわな、やまめ	4月1日より9月20日まで
うぐい、こい、ふな	1月1日より12月31日まで
やつめうなぎ	1月1日より4月30日 9月1日より12月31日まで

かじか	6月1日より10月31日まで
-----	----------------

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる地域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁してはならない。

区 域		期 間
オソ沢川	大仙市協和船岡字大川前国有林2018林班地先 オソ沢砂防堰堤より上流1000mの区域	1月1日より 12月31日まで
滝の又沢川	大仙市協和船岡字大川前国有林2050林班に小班 滝ノ又沢起点から朝日又沢合流まで	

(体長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あゆ	10cm
いわな、やまめ	15cm
うぐい、ふな	7cm
こい	15cm
やつめうなぎ	30cm
かじか	3cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が小中学校生及び肢体不自由者（身体障がい者手帳3級以上）のときは無料、高校生の時は半額とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは500円を加算した額とする。

1. 手釣、竿釣又は網による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料
あゆ	手釣:竿釣 たも網	1日 1,000円 1年 6,000円
	投 網	1日 2,000円 1年 6,000円
いわな、やまめ	手釣:竿釣	1日 1,000円 1年 6,000円

うぐい	手釣:竿釣 やす突:たも網	1日 800円 1年 5,000円
	投 網	1日 1,500円 1年 5,000円
こい、ふな	手釣:竿釣 やす突	1日 800円 1年 5,000円
やつめうなぎ	やす突	1日 600円 1年 3,800円
かじか	竿釣:やす突 たも網:三角網	1日 1,000円 1年 6,000円

2. 遊漁料は、次に掲げる場所又は漁協が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

仙北西部漁業協同組合事務所	大仙市協和下淀川字車田16-1	018-896-2173
たく工藝	船岡字野田174-3	018-893-2023
豊嶋満商店	船岡字宇津野142-1	018-893-2001
ラーメンハウス協和	船岡字中庄内64	018-893-2758
協和温泉四季の湯	船岡字庄内214	018-893-2515
藤原純子	船岡字上庄内87	018-893-2139
伊藤商店	大仙市強首字寝越3	0187-77-2921
有竜ガソリンスタンド	〃 刈和野一里塚東2-1	0187-75-1212
椿商会	秋田市雄和椿川字方福14-7	018-886-2054
D. LOOP	秋田市広面糠塚112-3	018-831-3008

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認したときは、別記様式第1号による遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者

2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、漁協が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(県内共通遊漁の承認に関する事項)

第9条 この漁場区域及びア表に掲げるすべての漁場区域において、イ表左欄の水産動物を同表中欄の漁具・漁法を使用して遊漁しようとする者は、第2条、第9条及び前条の規定にかかわらず、あらかじめ、イ表右欄の1年あたりの遊漁料を納付し、当該遊漁について秋田県内水面漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）の承認

を受けなければならない。

ア表

漁場区域（漁業権番号）
内共第1号～第25号（ただし第13号及び第22号を除く）

イ表

魚種	漁具・漁法	遊漁料
溪流魚 (いわな、やまめ等)	手釣・竿釣	15,000円/年

2. 前項の遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所又は漁連が指定するオンラインシステムにおいて行うものとする。

(1) 秋田県内水面漁業協同組合連合会及び同会の指定する販売所

3. 前項の遊漁承認証に記載する事項は前条第1項に準ずるものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は次に掲げる区域における川底をかくはんしてはならない。

(1) この組合が免許を受けた河川の全区域

5 遊漁者は、漁協が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づき報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期限

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

(外来魚の再放流の禁止)

第13条 採捕された外来魚は（オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びブラウントラウト等）は再放流（リリース）してはならない。

(附則)

(この規則は、令和6年1月1日から施行。)

(この規則の一部改正は、規則変更認可の日から施行する)